



## 固定系ブロードバンドアクセス網 (光の道)の早期建設方策 ① (発表概要)

情報通信学会 関西支部研究会

2010年9月22日、改訂同11月1日、2011年2月7日

鬼木 甫

(株)情報経済研究所

大阪大学・大阪学院大学 名誉教授

oniki@alum.mit.edu

<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/>



2

## 固定系ブロードバンドアクセス網 (光の道)の早期建設方策 (発表概要)

注 1)

本稿は2010年6月 International Telecommunications Society 東京大会における発表(Oniki[2010a])の改訂・拡張版である。



H. Oniki

# 目次

---

## アブストラクト

- I. 固定系ブロードバンドアクセス網(BB、光の道)とは(?)
- II. 日本におけるBBアクセス網インフラ(BB-I)建設の現状
- III. BB-I早期建設にかかる問題点・課題
- IV. BB-I早期建設のための方策(提案)
- V. BB需要(ブロードバンド・サービス需要)拡大の必要と可能性
- VI. 参照資料



H. Oniki

2011/2/14

## アブストラクト (1/6)

---

国民生活の向上と日本経済の生産性増大のために、ブロードバンド(BB)ネットワーク(光の道、広帯域通信網)の早期建設が望まれている。



H. Oniki

2011/2/14

## アブストラクト (2/6)

---

本稿は、事業者のビジネス意欲・創造力を発揮させるために公平競争環境を維持し、また公的手段による規制・援助を最小限に留めながらBBネットワーク建設を加速させるための方策を考える。



H. Oniki

2011/2/14

## アブストラクト (3/6)

---

つまり基本ポイントは、「自由競争と公的介入の矛盾」をなるべく上手に解決できるシステムを工夫することである。



H. Oniki

2011/2/14

## アブストラクト (4/6)

この目的のため、事業者サービス業務の上下統合を尊重しつつ、「公的性格を持つ横断的組織（新設）」がBBアクセス・インフラの供給市場を価格面からコントロールするフレームワークを提案する。



H. Oniki

2011/2/14

## アブストラクト (5/6)

その結果、BBアクセス・インフラについて「実質的な競争環境（新規参入機会および自由な投資・サービス供給）」とユニバーサルサービス下（必要であれば）での低水準インフラ供給価格を実現し、BB需要の早期発現を誘導することができる。



H. Oniki

2011/2/14

## アブストラクト (6/6)

また裁量性の強い補助金直接給付や接続料規制などは、BBアクセスについて不必要になる。さらに必要資金を可能な限り民間金融市場で調達する方策を考え、早期建設に伴うリスクとリターンをBBインフラ建設事業者から資金提供者・国民全体(政府)に移転させる。



H. Oniki

2011/2/14

10

---

固定系ブロードバンドアクセス網(光の道)の早期建設方策

### I. 固定系ブロードバンドアクセス網 (光の道)とは(?)



H. Oniki

# I. 固定系ブロードバンドアクセス網(光の道) とは(?)

---

A. 概要 [2\)](#)

B. 大規模通信ネットワークの建設

C. 大規模通信ネットワーク建設の  
典型的ケース(3個)



H. Oniki

## I.A. 概要

---

注 2)

BB網建設の意義について鬼木[1996, 2章]を参照。



H. Oniki

2011/2/14

(1/2)

### I.A.1. 固定系ブロードバンド(BB、広帯域)網:

- ・ 50～100 MB/sのスピードで加入者を結ぶ  
通信サービス(光の道)
- ・ 光ファイバー、ケーブルテレビ用回線、  
無線等を使用



(2/2)

### I.A.1. 固定系ブロードバンド(BB、広帯域)網:

- ・ 21世紀におけるGPT(General Purpose Technology)とされている(米国NBP)
- ・ 経済・社会・生活の充実のために早急な整備が望まれる



## I.A.2. BBアプリケーションサービス (1/2)

---

- IP電話、ビデオ電話  
(双方向)
- 放送、ビデオコンテンツ伝送  
(一方向ストリーム)



H. Oniki

## I.A.2. BBアプリケーションサービス (2/2)

---

- 双方向BBサービス  
(遠隔会議、遠隔シンポジウム、  
テレワーク、教育、医療、介護、  
ゲーム等)



H. Oniki

### I.A.3. BB事業者 (1/2)

---

- 電話事業者、無線事業者、ケーブルテレビ事業者、放送局
- 他事業者  
(電力会社、鉄道・高速道路事業者等)



### I.A.3. BB事業者 (2/2)

---

- インターネット事業者  
(ISP、同バックボーン事業者)
- アプリケーションサービス事業者  
(Web他、多数)



## I.A.4. BBアクセスインフラ(BB-I)

---

### a. BB網の構成

- (1) BB-I: 加入者宅からローカル局までの  
アクセス(接続)用設備
- (2) BB中継用インフラ: 局間中継用設備
- (3) BBサービス: アクセス・中継設備を使用  
する上部サービス(ISPを含む)



H. Oniki

## I.A.4. BBアクセスインフラ(BB-I)

---

### b. BB-Iの特色 (1/2)

- (1) BB網は大規模通信ネットワーク
  - ・ BB-Iの建設費用はBB全体の建設費用の大部分を占める



H. Oniki

## I.A.4. BBアクセスインフラ(BB-I)

---

### b. BB-Iの特色 (2/2)

#### (2) BB-Iはアクセス網

- ・自然独占の性質を持つ
- ・ケーブル事業者／無線事業者からの競争も一部存在



H. Oniki

## I.A.5. 「移動系」BBについて

---

### a. 無線利用の準固定系BB

- ・ポータブル無線端末を使うが屋内で静止状態で利用
- ・固定系BBと小型電波セル(フェムトセル)により対応
- ・例(狭帯域): コードレス電話



H. Oniki

## I.A.5. 「移動系」BBについて

---

### b. 移動中・屋外の無線利用BB

- 屋外利用 (field use)
- 列車、自動車、航空機など
- 大量の電波資源が必要
  - 高価なサービスになる



H. Oniki

## I. 固定系ブロードバンドアクセス網(光の道)とは(?)

---

A. 概要

B. 大規模通信ネットワークの建設

C. 大規模通信ネットワーク建設の典型的ケース(3個)



H. Oniki

## I.B.1. 特色

---

- 投資金額が大きい
- 投資回収期間が長い
  - ・ネットワーク外部性、「臨界点」の問題
- 成功すれば利益が大きい
  - ・高リスク・高リターンの長期プロジェクト



H. Oniki

## I.B.2. 成功例 (1/4)

---

- 電信(電報)網、アナログ固定電話網(PSTN)
  - ・長期間かけて緩やかに建設
  - ・例外：日本のアナログ電話網の急速建設  
(1955～1980)



H. Oniki

## I.B.2. 成功例 (2/3)

---

- ・ インターネット(TCP/IPネットワーク)
  - ・ デジタル技術、柔軟性、低コスト、多種インフラを利用



## I.B.2. 成功例 (3/3)

---

- ・ ADSL
  - ・ 既存アナログ網インフラを活用、安価



## I.B.2. 成功例 (3/3)

---

- 携帯電話網(2G、3G)
  - 強い需要、建設費用が低い
  - 臨界点は存在せず(←固定網に融合)



## I.B.3. 失敗例 (1/2)

---

- “CAPTAIN” システム(1980代)
  - オンデマンド映像供給サービス
  - 需要不足、高価格、インフラ能力不足



### I.B.3. 失敗例 (2/2)

---

- ISDNサービス(1980～90代)
  - 狹帯域デジタルアクセスサービス
  - 性能がADSLに劣る、高価格
- 他多数



## I. 固定系ブロードバンドアクセス網(光の道) とは(?)

---

- A. 概要
- B. 大規模通信ネットワークの建設
- C. 大規模通信ネットワーク建設の  
典型的ケース(3個)



## I.C.1. ケース (1/3)

---

- **S:** (成功)

低水準の投資、緩やかな成長、  
低水準のプラス収益

例： AT&T(米国)による電報および  
電話網の建設： 1900～1950年



H. Oniki

## I.C.1. ケース (2/3)

---

- **F1:** (成功)

急速投資、初期における損失の累積、  
長期的に高額収益を実現

例： NTT公社による電話網建設：  
1955～1980年



H. Oniki

## I.C.1. ケース (3/3)

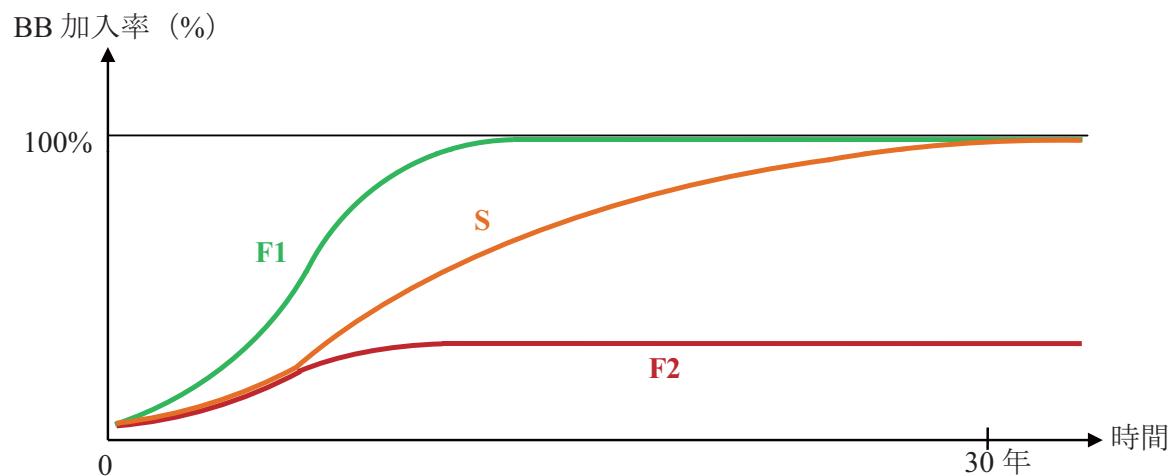
- **F2:** (失敗)

急速投資、  
全期間における損失継続



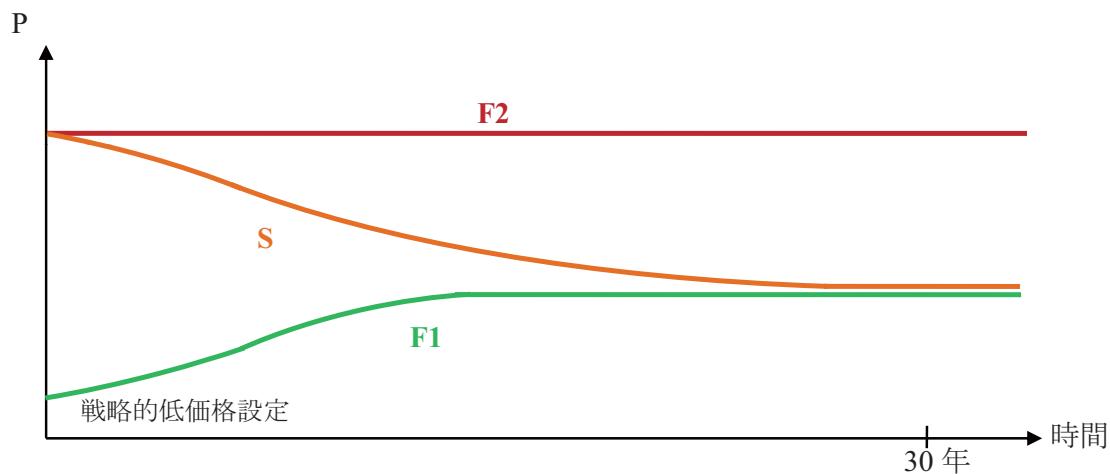
H. Oniki

## I.C.2. BB加入率



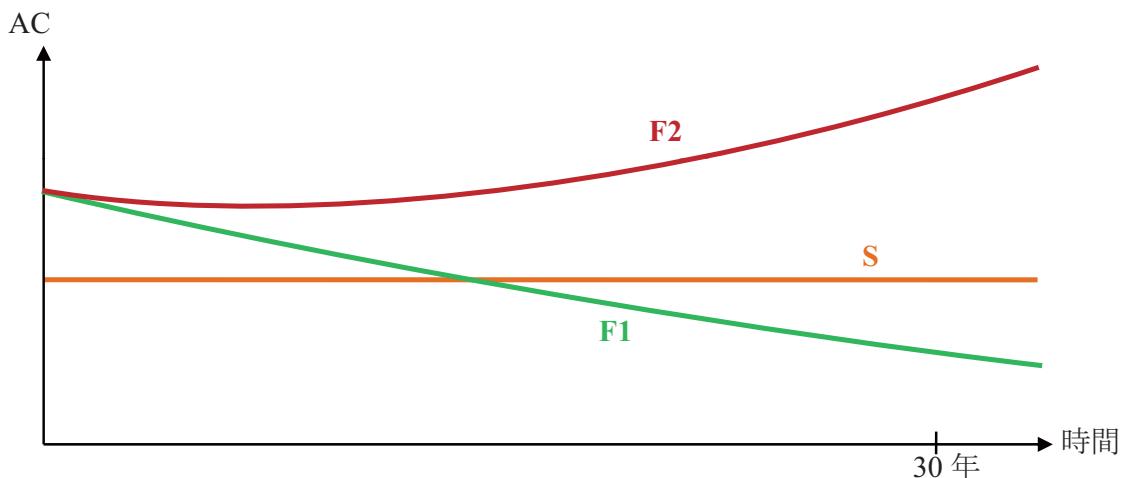
H. Oniki

### I.C.3. BBアクセスサービスの小売(加入者向け)価格(P)



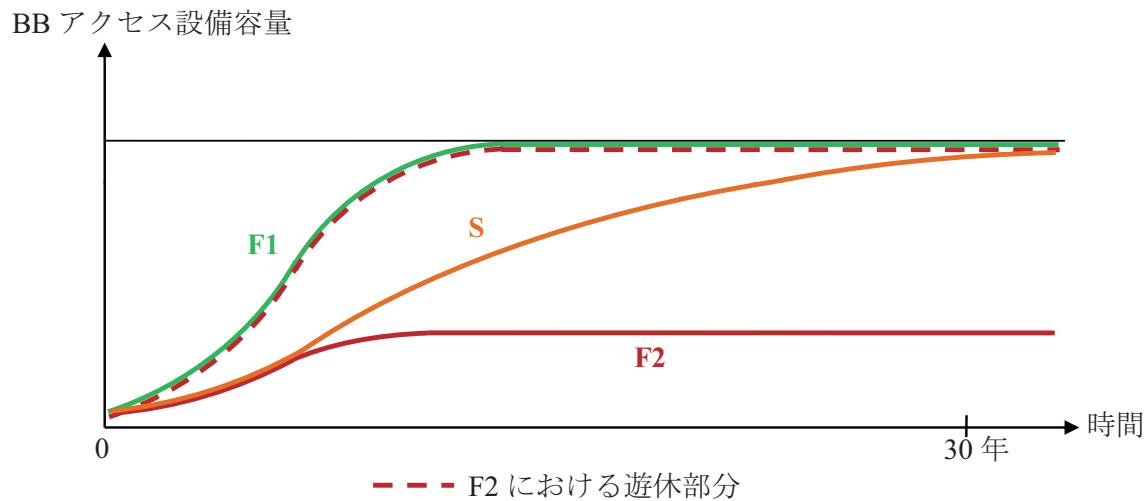
H. Oniki

### I.C.4. BBサービスの平均総費用(AC)



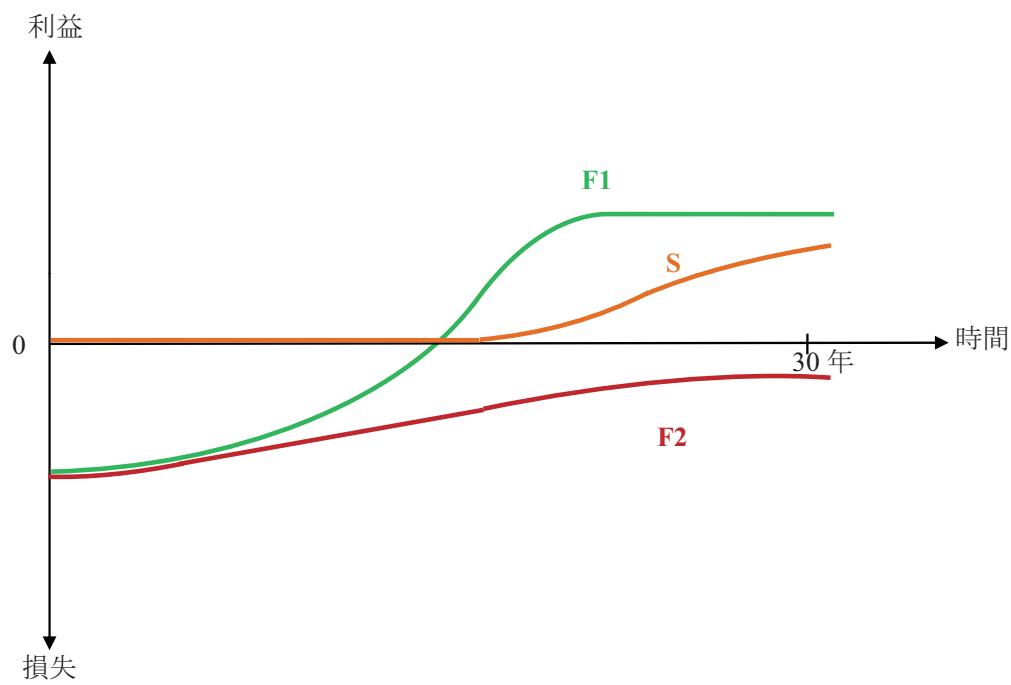
H. Oniki

### I.C.5. BBサービス設備の稼働状況： 稼働部分および遊休部分



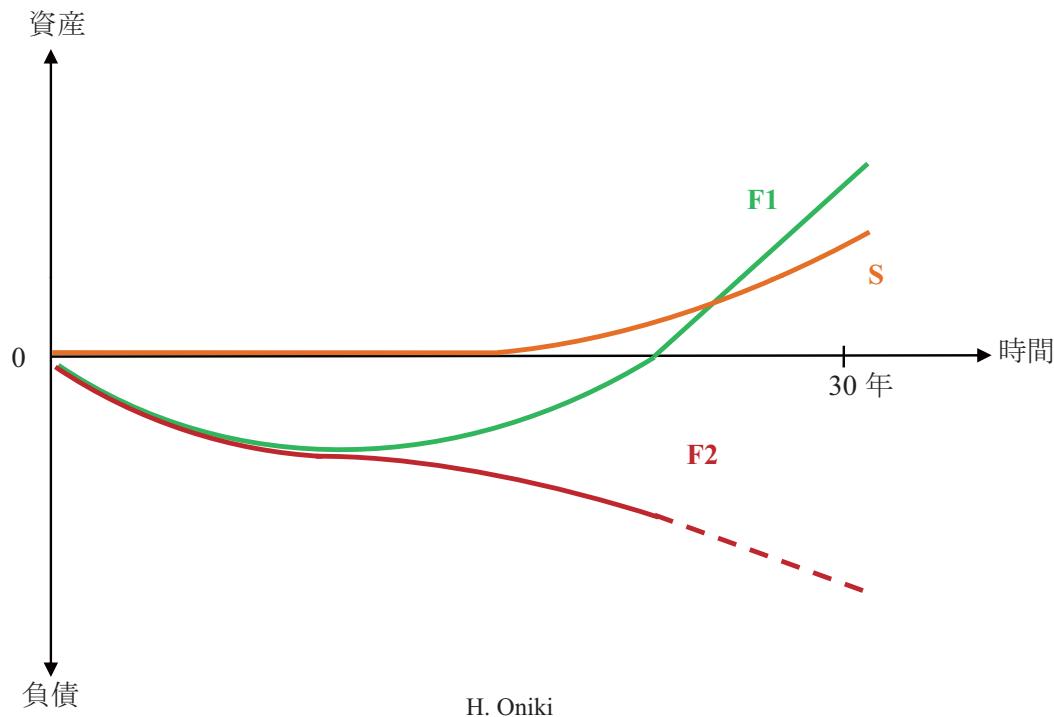
H. Oniki

### I.C.6. BBアクセス投資にかかる利益(損失)



H. Oniki

### I.C.7. BBアクセス事業者の純資産価値(企業価値)



固定系ブローバンドアクセス網(光の道)の早期建設方策

## II. 日本におけるBB—I建設の現状

## II. 日本におけるBB-I建設の現状

### A. NTTのBBサービス

### B. 統計データ

### C. NTTの事業内容

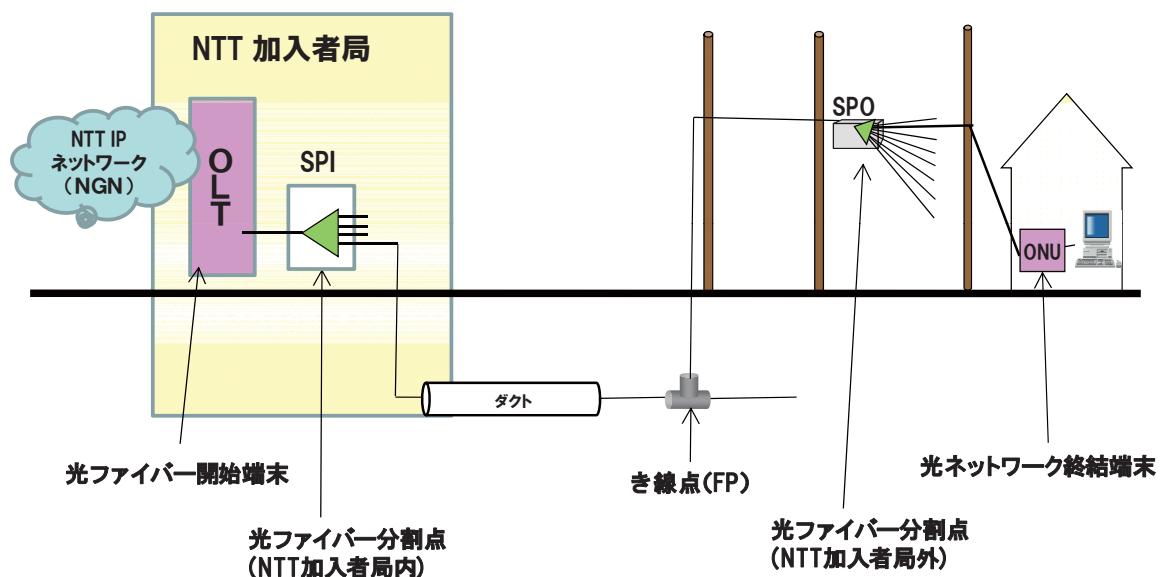
### D. 政策方針

### E. 将来予測と政策方針の評価



H. Oniki

### II.A.1. NTTによる光ファイバーBBアクセスシステム (NTT提供)



## II.A.1. NTTによるFTTHインフラ (1/3)

---

- **OLT**: optical line terminal(光回線端末、NTT局内におけるアクセス用光ファイバーの始点)
- **SPI**: splitter inside NTT building(NTT局内の光分割点)



## II.A.1. NTTによるFTTHインフラ (2/3)

---

- **FP**: feeder point(き線点)
- **SPO**: splitter outside NTT building(NTT局外の光分割点、通常は架空線上に設置)
- **ONU**: optical network unit(光ネットワーク設備、加入者宅における光ファイバー終端)



## II.A.1. NTTによるFTTHインフラ (3/3)

---

- 平均距離:

OLT ~ ONU: 2,000 m

FP ~ ONU: 200 m

SPO ~ ONU: <200 m



## II.A.2. 用語定義

---

- 全BB=FTTH+BB2
- BB2: DSL、CATV、無線



## II. 日本におけるBB—I建設の現状

---

A. NTTのBBサービス

B. 統計データ

C. NTTの事業内容

D. 政策方針

E. 将来予測と政策方針の評価



H. Oniki

### II.B.1. BBアクセス可能地域(世帯数)

---

- SPO点まで建設済みの分
- 通常ペースの加入増に対応できるが  
急激な加入増には対応できない



H. Oniki

## II.B.1. BBアクセス可能地域(加入世帯数)

---

a. FTTH: 91%

b. 全BB: 99%



H. Oniki

## II.B.2. BB加入率(加入世帯数)

---

a. FTTH: 34%

(共同住宅の構内DSL／LANを含む)

b. 全BB: 62%



H. Oniki

## II.B.3. BBサービス価格 (1/2)

---

### a. FTTH(Internet、IP電話)

月5,700円、通話度数料は極度に低い

### b. DSL/PSTN(Internet、電話)

月4,000～4,500円、通話度数料は高い



H. Oniki

## II.B.3. BBサービス価格 (2/2)

---

### c. CATV(Internet、ケーブルテレビ)

月5,000～6,000円

### d. PSTN(固定電話のみ)

月1,700円、通話度数料は高い



H. Oniki

## II. 日本におけるBB-I建設の現状

---

- A. NTTのBBサービス
- B. 統計データ
- C. NTTの事業内容
- D. 政策方針
- E. 将来予測と政策方針の評価



H. Oniki

### II.C.1. BB-I累積投資額(～2010年) (2/2)

---

#### a. FTTH

計3兆円。

#### b. 無線アクセス(2G、3G、LTE)

計5兆円。



H. Oniki

## II.C.2. 固定系BBアクセス市場における NTTのシェア(加入者数)

---

a. FTTH: 74%

b. 全BB: 51%



H. Oniki

## II.C.3. NTTによるFTTH事業に関する 純収入(損失)

年	10億円	FTTH累積投資額に 対する比率(%)
2007	(-) 229.3	(-) 9.8%
2008	(-) 192.4	(-) 7.2%
2009	(-) 126.4	(-) 4.2%
.....		
2012	单年度黒字の見込	

H. Oniki

## II.C.4. NTTバランスシート(連結、2010年3月)

<b>a. 固定資産</b>	10.2	54.3
FTTH／同サービス用設備	3	16.0
移動サービス用設備	5	26.6
他資産	8.6	45.7
<b>合計</b>	<b>18.8(兆円)</b>	<b>100%</b>

H. Oniki

## II.C.4. NTTバランスシート(連結、2010年3月)

<b>b. 固定資産</b>	6.0	31.9
年金準備金等	1.3	6.9
長期負債	4.7	25.0
他負債	3.7	19.7
NV(自己資本)	9.1	48.4
加入者負担金 *	(推定) 6.0	26.6
<b>合計</b>	<b>18.8(兆円)</b>	<b>100%</b>

H. Oniki

## II.C.4. NTTバランスシート(連結、2010年3月)

---

注\*)

NTT電話加入者が当初加入時に1回だけ支払う「設置負担金」。1950年以降加入者あたり8万円程度。民営化前の公社時代には本項目がバランスシート資本項目中に記載されていた(鬼木[2006])。



H. Oniki

## II.C.4. NTTバランスシート(連結、2010年3月)

---

### c. NTTによる長期負債残高：(1/2)

1998年3月： 2.4兆円

2010年3月： 4.7兆円



H. Oniki

## II.C.4. NTTバランスシート(連結、2010年3月)

---

### c. NTTによる長期負債残高： (2/2)

- ・ 長期負債残高増加分2.3兆円の大部分は移動サービス用設備
- ・ FTTHは内部資金(メタル償却資金、設置負担金に対応?)により建設



H. Oniki

## II. 日本におけるBB—I建設の現状

---

- A. NTTのBBサービス
- B. 統計データ
- C. NTTの事業内容
- D. 政策方針（総務省「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」）
- E. 将来予測と政策方針の評価



H. Oniki

## II.D.1. 目標: 光の道の早期建設

---

- 2015年までに全世帯にBB-I(光ファイバー水準のアクセス網)を敷設



H. Oniki

## II.D.2. NTT以外の通信事業者の主張

---

- a. NTTの光ファイバー接続条件・料金について不平等是正



H. Oniki

## II.D.2. NTT以外の通信事業者の主張

---

### b. NTTからBB—I等回線部門を分離し、 公社あるいは株式会社として運営 (1/2)

- BB加入を加速するため低価格を設定
- 投資資金は「NTTメタルの光マイグレーション」により不足分は民間供給



H. Oniki

## II.D.2. NTT以外の通信事業者の主張

---

### b. NTTからBB—I等回線部門を分離し、 公社あるいは株式会社として運営 (2/2)

- 提案: ソフトバンク
- 反対: NTT、KDDI、他事業者  
(電力会社、ケーブル事業者等)



H. Oniki

## II.D.2. NTT以外の通信事業者の主張

### c. BB—I建設は現状を継続

- ・ インフラ競争を重視
- ・ NTTのみへの補助金給付には反対
- ・ KDDI他ソフトバンク以外の事業者



H. Oniki

## II.D.3. NTTの主張

### a. メタルからの急速マイグレーションに反対

- ・ 2025年までに終了
- ・ IP網への移行を優先



H. Oniki

## II.D.3. NTTの主張

---

### b. 回線部門の構造分離に反対

- 収支見込がつかない



H. Oniki

## II.D.3. NTTの主張

---

### c. 光ファイバー投資

- 需要見合いで建設
- 数値目標は示さず



H. Oniki

## II.D.4. タスクフォースによる決定 (2010年12月14日) [総務省[2010。]]

---

### a. NTT回線部門の構造分離は見送り

- 実現性(収支見込)が不確実と判断
- 機能分離にとどめる
  - 内容(経理、人事、情報等)を特定せず



H. Oniki

## II.D.4. タスクフォースによる決定 (2010年12月14日) [総務省[2010。]]

---

### b. NTTにかかる公平競争条件を整備

- 業務範囲(子会社を含む)、  
光ファイバー接続料、  
NGNアンバンドル



H. Oniki

## II.D.4. タスクフォースによる決定 (2010年12月14日) [総務省[2010].]

---

### c. 上記実施期限

- 制度整備後3年で再検討



H. Oniki

## II. 日本におけるBB-I建設の現状

---

- NTTのBBサービス
- 統計データ
- NTTの事業内容
- 政策方針（総務省「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」）
- 将来予測と政策方針の評価



H. Oniki

## II.E.1. BB予測 [野村総合研究所[2010]による。]

77

加入数(万件)

年度	光ファイバー	CATV	ADSL	計
2009	1,726	435	954	3,115
2010	1,992	456	807	3,255
2011	2,177	467	723	3,367
2012	2,334	475	655	3,464
2013	2,465	480	599	3,544
2014	2,576 *	484	551	3,611
2015	2,669	487	511	3,667

\* 全5,200万世帯の約51%に相当

78

## II.E.2. 評価 (1/2)

- 本政策方針では目標「2015年までの全世帯BB-I建設」は不可能
  - 2015年までの目標達成も疑問
  - 加入率51%にとどまる
  - NTTによる「需要見合いの建設」の結果

## II.E.2. 評価 (2/2)

---

- 諸外国に遅れる可能性
- BB-I投資加速政策が必要
  - 本論文の目的



H. Oniki

---

固定系ブローバンドアクセス網(光の道)の早期建設方策

## III. BB-I早期建設にかかる問題点・課題



H. Oniki

### III. BB-I早期建設にかかる問題点・課題

---

- A. 市場競争の重視
- B. 事業統合利益の尊重
- C. BBアクセスにおけるユニバーサルサービスの必要
- D. BB—I建設における「市場の失敗」の可能性
- E. BB—I建設における「政府施策・規制の失敗」の可能性



H. Oniki

#### III.A. 市場競争の重視

---

大前提：

市場競争を重視して個別事業者の創意工夫  
と経営努力を引き出すことはBB—I建設に  
限らず一般にどの事業でも必須要件



H. Oniki

## III.A. 市場競争の重視

---

### 1. 自由な事業経営、参入・退出の自由



H. Oniki

## III.A. 市場競争の重視

---

### 2. 公平競争の実現 → 市場分離 (1/2)

- 水平分離(地域別分離)
- 垂直分離(アクセスと中継の分離)
- 機能分離(サービスレイヤー別分離:  
  インフラ／ネットワーク／アプリケーション)



H. Oniki

### III.A. 市場競争の重視

---

#### 2. 公平競争の実現 → 市場分離 (2/2)

注意：上記「水平分離」、「垂直分離」、「機能分離」の用語法は著者によって異なる。



H. Oniki

### III. BB-I早期建設にかかる問題点・課題

---

A. 市場競争の重視

B. 事業統合利益の尊重

C. BBアクセスにおけるユニバーサルサービスの必要

D. BB—I建設における「市場の失敗」の可能性

E. BB—I建設における「政府施策・規制の失敗」の可能性



H. Oniki

## III.B. 事業統合利益の尊重 (1/2)

---

- ・ 事業経営・サービス供給における  
統合の利益
- ・ 研究開発(R&D)における  
統合の利益



H. Oniki

## III.B. 事業統合利益の尊重 (2/2)

---

- ・ 上記「公平競争のための市場分離」と  
直接に矛盾する
- ・ 両者をどのように妥協・処理するかは  
最重要課題の1つ



H. Oniki

### III. BB-I早期建設にかかる問題点・課題

---

- A. 市場競争の重視
- B. 事業統合利益の尊重
- C. BBアクセスにおけるユニバーサルサービスの必要
- D. BB—I建設における「市場の失敗」の可能性
- E. BB—I建設における「政府施策・規制の失敗」の可能性



H. Oniki

### III.C. BBアクセスにおけるユニバーサルサービスの必要

---

- 高コストユーザ
- IT利用における弱者



H. Oniki

### III. BB-I早期建設にかかる問題点・課題

---

- A. 市場競争の重視
- B. 事業統合利益の尊重
- C. BBアクセスにおけるユニバーサルサービスの必要
- D. BB—I建設における「市場の失敗」の可能性
- E. BB—I建設における「政府施策・規制の失敗」の可能性



H. Oniki

#### III.D.1. BB—I投資のリスク

---

- BBへの需要が予測を下回る
- 将来より優れたBB—I技術が出現
- 投資意欲を阻害



H. Oniki

### III.D.2. BB—I投資の「収益期間」が長い (30年以上)

---

- 「臨界点」までの期間が長い
- 融資を受けることが困難



### III.D.3. 独占の害悪

---

#### a. 統合された大規模BBアクセス事業者 による内部相互補助

- 競争事業者に損害を与える (1/2)



### III.D.3. 独占の害悪

---

- 競争事業者に損害を与える (2/2)
  - 垂直統合事業者の内部相互補助  
→ 長距離事業者
  - 機能統合事業者の内部相互補助  
→ ISP(インターネット接続事業者)



### III.D.3. 独占の害悪

---

- BB市場における競争を阻害



### III.D.3. 独占の害悪

---

#### b. 支配的立場にあるBBアクセス事業者による独占価格の形成

- 加入者に損害を与える



H. Oniki

### III. BB-I早期建設にかかる問題点・課題

---

- 市場競争の重視
- 事業統合利益の尊重
- BBアクセスにおけるユニバーサルサービスの必要
- BB—I建設における「市場の失敗」の可能性
- BB—I建設における「政府施策・規制の失敗」の可能性



H. Oniki

### III.E.1. 垂直・機能統合事業者に対する接続料規制

---

#### a. 過剰規制

BBアクセス事業者による投資を減少



H. Oniki

### III.E.1. 垂直・機能統合事業者に対する接続料規制

---

#### b. 不十分な規制

ISPあるいは長距離事業者の事業を阻害



H. Oniki

## III.E.2. 支配的事業者に対する BBアクセス(小売)価格規制

---

### a. 過剰規制

BBアクセス事業者による投資を減少



H. Oniki

## III.E.2. 支配的事業者に対する BBアクセス(小売)価格規制

---

### b. 不十分な規制

加入者に弊害を及ぼす



H. Oniki

### III.E.3. BBアクセス事業者に対する BB投資促進のための補助金給付

#### a. 過剰な補助金

公的資金の浪費



H. Oniki

### III.E.3. BBアクセス事業者に対する BB投資促進のための補助金給付

#### b. 不十分な補助金

BB—I投資が不十分



H. Oniki

### III.E.4. BBユニバーサルサービスに関する 補助金給付

---

#### a. 過剰な補助金

補助金を負担した加入者一般に対して  
損害を及ぼす



H. Oniki

### III.E.4. BBユニバーサルサービスに関する 補助金給付

---

#### b. 不十分な補助金

高価格地域の加入者や経済的弱者に  
対するBBサービス供給が不十分



H. Oniki

### III.E.5. 政府による政策・規制に関する 課題の共通点 (1/2)

- 「最適な」介入程度や補助金額を事前に定めることが不可能
- 実際には裁量的決定に依存



H. Oniki

### III.E.5. 政府による政策・規制に関する 課題の共通点 (2/2)

- 試行錯誤による政策変更が発生
- 「政策・規制に関する不確実性とリスク」を生じ事業意欲を阻害



H. Oniki

---

固定系ブローバンドアクセス網(光の道)の早期建設方策

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案)



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (1/2)

---

### A. 目的

- B. BBアクセス事業の機能別構成
- C. BB—I需要・供給の仲介・制御
- D. 事業者参加の種別(3個のプラン)
- E. BBプラットフォーム(PLF)の機能(短期)

...

### K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.A. 目的 (1/5)

---

### 1. BB—I建設を加速

- ・「需給見合い」では20～30年かかるが、これを5～10年程度に短縮
- ・「戦略的低価格」によるBB供給の実現
- ・早期建設に伴うリスクから事業者を解放



H. Oniki

## IV.A. 目的 (2/5)

---

### 2. 必要資金を市場に求め、不足分は政府 (国民全体)が負担してリスクを受容

- ・「BB—I建設加速」は国家規模の  
ベンチャー・プロジェクト

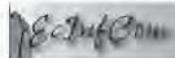


H. Oniki

## IV.A. 目的 (3/5)

---

3. 事業者の創意工夫を發揮させるために  
市場競争の力を最大限に利用



H. Oniki

## IV.A. 目的 (4/5)

---

4. 政府による規制・援助を必要最小限に  
留める(外科手術時の侵襲最小化に  
類似)



H. Oniki

## IV.A. 目的 (5/5)

---

### 5. 「BB—Iプラットフォーム（PLF）」を新設

- 公的組織(非営利)
- BB—I需要・供給を仲介・制御



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (1/2)

---

### A. 目的

- B. BBアクセス事業の機能別構成
- C. BB—I需要・供給の仲介・制御
- D. 事業者参加の種別(3個のプラン)
- E. BBプラットフォーム(PLF)の機能(短期)

...

### K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.B. BBアクセス事業の機能別構成

117

機能別階層 (事業者)	サービス内容	サービス例
3 アプリケーション (ASP、私企業)	BB-Iの購入、BBアプリケーションサービスの生産および供給	IP電話、ビデオ電話(双方向)、放送、ビデオコンテンツ伝送(一方向ストリーム)、双向BBサービス(遠隔会議、遠隔シンポジウム、教育、医療、介護、ゲーム等)
2 BBプラットフォーム (PLF、公的機関)	BB-Iの仲介(公的機関による活動)	投資スピードの調整、投資リスクの引受、ユニバーサルサービスの実現、公平競争環境の維持
1 インフラ (INF、私企業)	BB-Iの建設および供給	光ファイバー、ケーブル、無線チャンネルの供給
0 (通行権、回線設置スペース、電波利用権の管理)	(公的活動、オープン・公平供給体制を前提)	

118

## IV.B. BBアクセス事業の機能別構成 (1/4)

- BBアクセス事業活動を3層に機能分離<sup>5)</sup>

ただし、「事業体の分離」を意味しない

注 5)

「機能分離の可能性の指摘」について、鬼木[1996, 7~8章; 2005]を参照。

## IV.B. BBアクセス事業の機能別構成 (2/4)

---

1. INF: インフラの建設および供給:  
自由競争
2. PLF: BBのためのプラットフォーム:  
公的活動
3. ASP: BB接続サービス(BBSP)、  
各種アプリケーションサービスの供給:  
自由競争



H. Oniki

## IV.B. BBアクセス事業の機能別構成 (3/4)

---

0. ROW(通信路使用権)や周波数利用権の  
管理: 公的規制下の活動、公平供給体制  
の存在を前提

⑥



H. Oniki

## IV.B. BBアクセス事業の機能別構成 (3/4)

---

注 6)

総務省によるROWの公平供給施策について総務省 [2007, 2009] を参照。また電波に関する公平供給体制の提案につき、Oniki [2010]を参照。



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (1/2)

---

A. 目的

B. BBアクセス事業の機能別構成

C. BB—I需要・供給の仲介・制御

D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

E. BBプラットフォーム(PLF)の機能(短期)

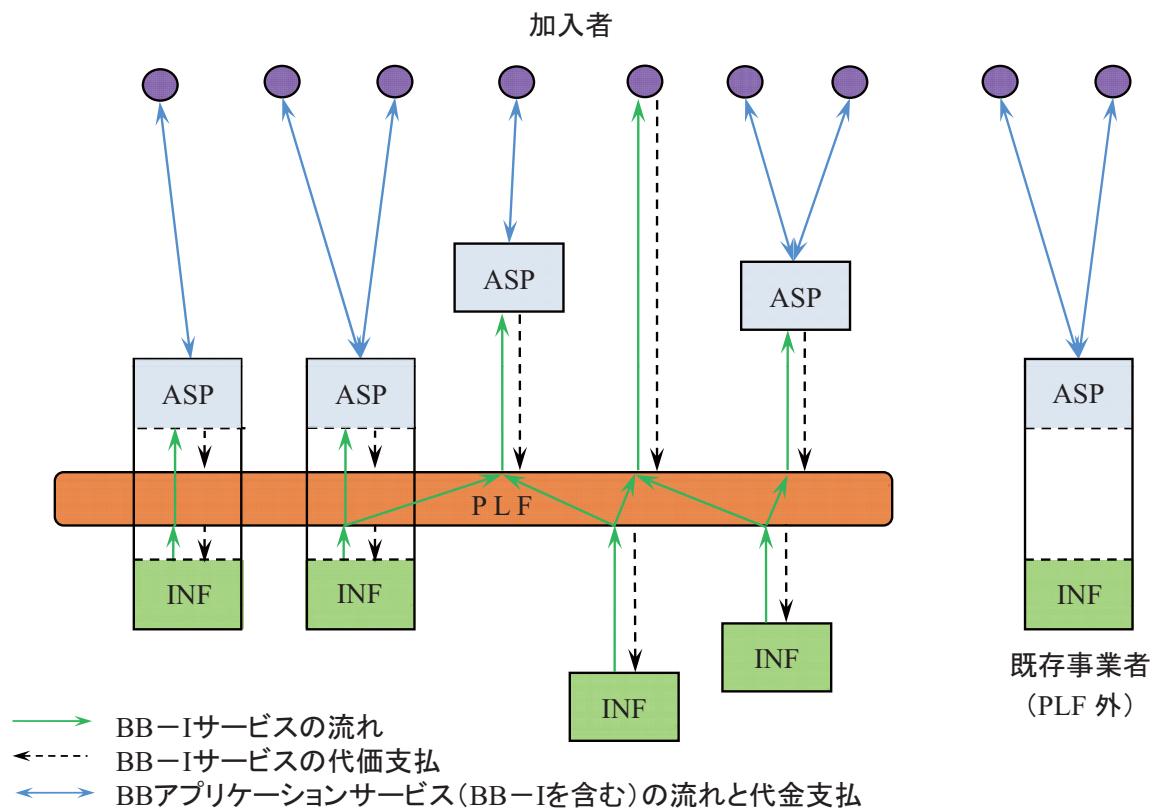
...

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.C.1. BBアクセスサービスと同代金支払の流れ<sup>123</sup>



## IV.C.2. 機能別・垂直区分別に見た ASP、PLF、INFの位置<sup>124</sup>

機能階層	垂直区分	周辺 ←―― BB ネットワーク →―― 中心		
		ユーザ (加入者)	アクセス	中継 (ネットワーク)
7 4	アプリケーション	(ISP)	ASP	
3	IP			(NGN)
2, 1	インフラ	回線 (データ リンク)	宅内回線、 オフィス内回線	PLF INF アクセス回線： 光ファイバー、 ケーブル回線、 無線チャンネル
0		スペース	住宅 オフィス	中継、バックボーン 回線
				中継用回線スペース

## IV.C. BB—I需要・供給の仲介・制御 (1/4)

---

1. INFはBB—IサービスをPLFに競争入札  
(リバース・オークション)で供給



H. Oniki

## IV.C. BB—I需要・供給の仲介・制御 (2/4)

---

2. ASPおよび加入者はBB—Iサービスを  
PLFから与えられた価格で購入



H. Oniki

## IV.C. BB—I需要・供給の仲介・制御 (3/4)

---

**3. 上記1、2を除き、INFとASPの直接協力、  
单一事業者のINF・ASP業務兼営は  
差し支えない。**

(本提案はBBアクセス事業者たとえば  
NTTの経営体分離を意味しない。)



H. Oniki

## IV.C. BB—I需要・供給の仲介・制御 (4/4)

---

**4. ASP事業者およびASP・INF兼営事業者は、  
BBユーザに対して一律条件で価格・  
サービスを供給(地域間差別の禁止、  
クリームスキミングの防止、  
BBユニバーサルサービスの維持)。**



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (1/2)

---

A. 目的

B. BBアクセス事業の機能別構成

C. BB—I需要・供給の仲介・制御

D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

E. BBプラットフォーム(PLF)の機能(短期)

...

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

---

### 1. プランA

- 事業者の参加・不参加は自由
  - 全国一律条件でサービス供給
  - 低コスト地域は必要あればBB  
ユニバーサルサービス費用を負担



H. Oniki

## IV.D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

---

### 2. プランB

- 既加入分につきプランAと同一
- 新規加入分から参加を義務化



H. Oniki

## IV.D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

---

### 3. プランC

- すべてのBB—Iにつき参加を義務化



H. Oniki

## IV.D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

---

### 4. 提案 (1/2)

- 当初プランAでスタートし、必要な場合はB、Cに移行
  - 経済インセンティブによる参加誘導
  - BB—I供給を低価格で実現
  - PLFによる資金供給、リスク受容



H. Oniki

## IV.D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

---

### 4. 提案 (2/2)

- プランAのみで目的達成できればベスト
  - 本提案は既存事業者への「刺激策」



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (1/2)

A. 目的

B. BBアクセス事業の機能別構成

C. BB—I需要・供給の仲介・制御

D. 事業者参加の種別(3個のプラン)

E. BBプラットフォーム(PLF)の機能(短期)

...

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

### IV.E.1. PLFによるBB—Iの供給価格(P、対ASP)、<sup>136</sup> 購入価格(P's、対INF)、供給数量(Q's)の決定 (地域X, Y, Zについて) (1/3)

サービス階層	サービス地域			行動原則
	X	Y	Z	
3 ASP	PLF設定の価格Pを前提、 需要量Q'sを決定し、 これを発注・購入			② 私企業による自由競争(加入者へのサービス競争) 利潤最大化が目的
	Q <sub>X</sub>	Q <sub>Y</sub>	Q <sub>Z</sub>	

## IV.E.1. PLFによるBB-Iの供給価格(P、対ASP)、<sup>137</sup> 購入価格(P's、対INF)、供給数量(Q's)の決定 (地域X, Y, Zについて) (2/3)

サービス階層		サービス地域			行動原則	
		X	Y	Z		
2 PLF		P(均一価格) サービス価格Pを設定・調整、 ①			①サービス価格Pを政策的に調整  ⑤利潤PQ - (P <sub>X</sub> Q <sub>X</sub> + P <sub>Y</sub> Q <sub>Y</sub> + P <sub>Z</sub> Q <sub>Z</sub> )を長期的にゼロ水準に誘導、 $Q = Q_X + Q_Y + Q_Z$	
		ASPによって与えられたQ'sを受容 (地域ごとに) ③				
		上記で受容した サービス量Q'sにつき INFからのオファーを求める ③			⑥利潤最大化行動は厳禁	
		INFによって競争的に与えられた P <sub>X</sub> , P <sub>Y</sub> , P <sub>Z</sub> を受容する ④				
		Q <sub>X</sub>	Q <sub>Y</sub>	Q <sub>Z</sub>		

## IV.E.1. PLFによるBB-Iの供給価格(P、対ASP)、<sup>138</sup> 購入価格(P's、対INF)、供給数量(Q's)の決定 (地域X, Y, Zについて) (3/3)

サービス階層		サービス地域			行動原則
		X	Y	Z	
1 INF		P <sub>X</sub>	P <sub>Y</sub>	P <sub>Z</sub>	私企業による自由競争 (Q'sを供給するインフラの受注競争)利潤最大化行動 ④
		与えられた Q <sub>X</sub> に対し P <sub>X</sub> を オファー	与えられた Q <sub>Y</sub> に対し P <sub>Y</sub> を オファー	与えられた Q <sub>Z</sub> に対し P <sub>Z</sub> を オファー	

## IV.E.1. PLFは公共事業体 (公社、特殊会社である株式会社)

---

### a. 機能 (1/2)

- BB—Iの需要と供給を仲介、  
同投資の規模・速度を制御
- BB—Iインフラ供給の入札を管理



H. Oniki

## IV.E.1. PLFは公共事業体 (公社、特殊会社である株式会社)

---

### a. 機能 (2/2)

- BB—I投資に伴うリスクの一部を受容
  - 短期的な赤字の受入、債券発行により  
資金調達
  - 長期的な収支均衡を追求



H. Oniki

## IV.E.1. PLFは公共事業体 (公社、特殊会社である株式会社)

---

### b. 組織

- PLFは管理と規制のみに従事する組織
  - 小規模にとどめる
- PLFの業務情報は原則として公開



H. Oniki

## IV.E.2. PLF活動の概略

---

### a. 全国共通のBB—I価格PをASPおよび 加入者向けに設定

- 初期段階の地域別価格差別は容認



H. Oniki

## IV.E.2. PLF活動の概略

- 
- b. 設定価格に対し全国各地域でASPから  
BB—I需要Q'sの申込を受け付ける



H. Oniki

## IV.E.2. PLF活動の概略

- 
- c. 受け付けた需要量Q'sに対応するBB—I  
を、INF事業者から地域ごとに耐用年数  
分を購入
    - 入札を実施し、最低価格P'sを採用



H. Oniki

## IV.E.2. PLF活動の概略

---

d. 一定期間ごとにBB—I仲介の収支(利潤  
あるいは損失)を計算



H. Oniki

## IV.E.2. PLF活動の概略

---

e. 収支プラスの場合には価格Pを引き下げ、  
ASPおよび加入者からの需要増大とBB—I  
投資の加速を図る



H. Oniki

## IV.E.2. PLF活動の概略

---

- f. 収支マイナスの場合には損失分の資金を調達し、あるいは損失額を縮小するためにBB—I価格Pを引き上げる



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (2/2)

---

- F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)
- G. BB—I供給事業者の機能(INF)
- H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)
- I. 期待される結果
- J. 細部の問題(BB—I供給を除く)に関する補足
- K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

### 1. ASPは自由な民間事業



H. Oniki

## IV.F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

### 2. PLFからBB-I通信回線容量を与えられた 価格Pで購入

- 契約期間： 1年以上  
ペナルティ付中止を認める



H. Oniki

## IV.F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

---

### 3. BBアプリケーションサービスを加入者に対して供給 (1/2)

- BBSP(BBサービスプロバイダー)
- 電話(IP音声、ビデオ)サービス 供給等多数



H. Oniki

## IV.F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

---

### 3. BBアプリケーションサービスを加入者に対して供給 (2/2)

- 全国一律価格・条件(地域間差別禁止)
  - BB—I供給価格に地域差がある場合は全差額の転嫁を義務づけ



H. Oniki

## IV.F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

4. BB—IサービスをINF事業者から直接に受け取ってよい、同一事業者がASPとINFを企業内活動として兼営することも可



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (2/2)

F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

G. BB—I供給事業者の機能(INF)

H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

I. 期待される結果

J. 細部の問題(BB—I供給を除く)に関する補足

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.G.1. INFは自由な民間事業

---

光ファイバー供給事業者

ケーブル事業者

無線事業者

「公設民営」設備保有者等



H. Oniki

## IV.G.2. INFはBB-I設備を建設・所有し、そのサービスをPLFに供給し、代価を受け取る

---

- サービス期間・支払期間：  
入札前に決定(たとえば20年間)
- 金額：落札額
  - ASP事業者による購入使用の有無に  
かかわらず支払いを保証



H. Oniki

### IV.G.3. BB—Iサービス供給義務

---

- サービス内容(SLA)は入札前に決定
- INF事業者:
  - SLA充足を受取BB—I代価で担保
  - サービス継続をBB—I所有権で担保



H. Oniki

### IV.G.4. INFはBB—Iを(代価の決定、受取を除き)直接にASPに供給できる

---

- INFはBB—I供給義務を他者へ譲渡(肩がわり)できる
- INFはBB—Iについて(SPOばら売りなど)アンバンドル供給の義務を負わない



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (2/2)

---

F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

G. BB—I供給事業者の機能(INF)

H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

I. 期待される結果

J. 細部の問題(BB—I供給を除く)に関する補足

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

---

### 1. BB—I投資スピードのコントロール (1/2)

- 発足当初BB—I価格Pを市場価格水準  
近くに設定
- 急激な低価格導入による混乱防止の  
ため



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

---

### 1. BB—I投資スピードのコントロール (2/2)

- 需要を見ながら価格を順次引き下げる
  - ・ ユーザによるBB需要を引き出し  
投資を加速
  - ・ 全国一律価格を実現  
(→ユニバーサルサービス)



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

---

### 2. PLF事業のための資金調達

- PLF債券の発行、期限20年



H. Oniki

## IV.H.2. PLF事業のための資金調達

- BB—Iの各調達分に対応して発行
  - 債券A: 低利率(国債水準プラス $\varepsilon$ )、優先償還、政府保証付き
  - 債券B: 高利率、非優先償還、政府保証無し
  - まず債券Bを発行、不足分を債券Aで補う



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

### 3. 成功ケース (1/2)

- BB需要が増大、BB—I建設が急速進行
  - 臨界点に早期到達
- BB—I供給価格の下落
  - ← 規模の経済、プラスの外部性が発現



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

---

### 3. 成功ケース (2/2)

- PLF収支黒字化、累積赤字の解消
  - ・ 発行債券を順次償還
- PLF業務は順次縮小、ユニバーサルサービス業務のみが残る



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

---

### 4. 失敗ケース

- a. BB需要が停滞、BB—I建設も進まない  
(ケース1)
  - ・ 臨界点に到達せず
  - ・ BB—I供給価格Pが高水準にとどまる



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

---

### 4. 失敗ケース

#### b. 新技術が出現(ケース2) (1/2)

- 保有BB—Iが陳腐化
- 放置すれば需要が新技術にシフト



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

---

### 4. 失敗ケース

#### b. 新技術が出現(ケース2) (2/2)

- プランCを発動して事業を救済
- 保有BB—I償却終了まで新技術の採用を排除、あるいはPLFが独占使用



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

### 4. 失敗ケース

#### c. 失敗継続の場合の対応策 (1/2)

- ・ 収支赤字が継続、累積赤字の拡大
- ・ PLF事業の停止、累積赤字の処理



H. Oniki

## IV.H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

### 4. 失敗ケース

#### c. 失敗継続の場合の対応策 (2/2)

- ・ 発行債券Aを償還し、その後に債券Bを可能な範囲で償還  
(償還順位・方式は発行時に設定)



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (2/2)

F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

G. BB—I供給事業者の機能(INF)

H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

I. 期待される結果

J. 細部の問題(BB—I供給を除く)に関する補足

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

### IV.I. 期待される結果

#### 1. BB—I投資の加速

- 低水準Pにより達成



H. Oniki

## IV.I. 期待される結果

---

### 2. BB—I投資リスク (1/2)

- 投資リスク自体は増減せず、本システム導入以前と同様に存在
  - 本来減少は不可能
  - 本提案は「国家規模のベンチャー事業」



H. Oniki

## IV.I. 期待される結果

---

### 2. BB—I投資リスク (2/2)

- BB事業者からPLF、結局は資金供給者、国民全体に移転
  - 国民(政府)負担はPLF事業失敗時に限定



H. Oniki

## IV.I. 期待される結果

---

### 3. 競争環境の実現

- すべてのASPおよびINF事業について  
競争を導入
  - 設備競争を含む
  - ただしINF事業に独占要因が残る場合  
には、BB—I価格規制が必要



H. Oniki

## IV.I. 期待される結果

---

### 4. 事業統合の利益

- BB—Iの価格形成を除き、すべて容認



H. Oniki

## IV.I. 期待される結果

---

### 5. ユニバーサルサービス

- ・全地域にわたる均一価格Pによって実現



H. Oniki

## IV.I. 期待される結果

---

### 6. BBアクセス事業者による独占価格の形成

- ・不可能
- ・PLFの利潤最大化を禁止



H. Oniki

## IV.I. 期待される結果

---

### 7. 接続料規制

- 不必要
- BB—I価格形成をPLFが制御
- PLF経由分につき内部相互補助は不可能



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (2/2)

---

F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

G. BB—I供給事業者の機能(INF)

H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

I. 期待される結果

J. 細部の問題(BB—I供給を除く)に関する補足

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

## IV.J.1. PLF、INF、ASP間の業務

---

### a. INFからPLFへのBB—I要件

- ・ サービス地域、加入者数(Q's)
- ・ サービス期間(たとえば20年)と  
インフラサービス代価(P's)
- ・ 保証伝送速度(MB/s、サービス種別の  
それぞれ、双方向のそれぞれについて)



H. Oniki

## IV.J.1. PLF、INF、ASP間の業務

---

### b. PLFからASPへのBB—I供給要件 (1/2)

- ・ サービス地域、加入者数上限(Q's)
- ・ サービス開始時の一時料金、  
開始後の月次料金(P)



H. Oniki

## IV.J.1. PLF、INF、ASP間の業務

---

### b. PLFからASPへのBB—I供給要件 (2/2)

- ・ サービス期間と中止の場合の違約金
- ・ 保証伝送速度(MB/s、サービス種別のそれぞれ、双方向のそれについて)



H. Oniki

## IV.J.2. 技術的問題

---

### a. BB—I容量の定義: (1/3)

- ・ アクセス事業者と長距離事業者の接続点(OLT)と、加入者宅における光ファイバ終端点(ONU)との間の単位時間あたり「ビット・ストリーム」量



H. Oniki

## IV.J.2. 技術的問題

---

### a. BB—I容量の定義：(2/3)

- 物理的手段は不問  
光ファイバー、銅線・同軸ケーブル、  
無線等のいずれも可



H. Oniki

## IV.J.2. 技術的問題

---

### a. BB—I容量の定義：(3/3)

- 平均的なサービスの質(SLA、たとえば  
最大許容エラー率、最大許容故障期間  
等)を規定



H. Oniki

## IV.J.2. 技術的問題

---

### b. BB-IとBBアプリケーションサービスの区分 (1/2)

- BB-I: データリンク層(レイヤー2)まで  
物理設備とそれを直接に制御する機器
- 上部サービス: レイヤー3以上  
IPおよびその上層サービス



H. Oniki

## IV.J.2. 技術的問題

---

### b. BB-IとBBアプリケーションサービスの区分 (2/2)

ただし技術動向に応じINFに対して  
L3スイッチ(ルータ兼用スイッチ)を  
BB-Iサービスと同時に供給させる  
ことがある



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### a. 本システム導入時の既存BB—Iとの関係

- 従来どおりのサービス供給を認める  
(プランA、B)
- 既存BB—Iを本システムにより供給  
することは自由
  - 実は有利
  - 競争圧力(←低水準P)が作用



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### b. 個別INFと個別ASPのマッチング (1/2)

- INFは当初BB—I提供先を指定できない
- ASPはBB—I入手先を(可能な範囲で)  
指定できる



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### b. 個別INFと個別ASPのマッチング (2/2)

- 競合の場合は該当INFが指定
  - 統合事業者のASPが自社で落札したBB—I入手できる
  - ASP・INF間の「内部補助」は差し支えない
  - 両者とも公平競争環境にあるから



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### c. 本システム参加前後の統合事業者の 業務比較

##### (1) INF: (1/2)

- 参加前: BB—I投資について自身で決定、  
投資リスク受容



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### c. 本システム参加前後の統合事業者の 業務比較

##### (1) INF: (2/2)

- ・参加後： BB—I供給は他者との競争の  
中で決定、投資リスク無し



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### c. 本システム参加前後の統合事業者の 業務比較

##### (2) ASP: (1/2)

- ・参加前： 自社建設のBB—Iを使用、  
営業努力必要



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### c. 本システム参加前後の統合事業者の 業務比較

##### (2) ASP: (2/2)

- ・ 参加後： BB—I使用時に価格Pの支払が  
必要。自社あるいは他社INFを  
使用。営業努力必要



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

#### d. メタル回線インフラとPSTNサービスの 取扱い (1/2)

- ・ 「光回線によるメタル巻取り」は自由
  - ・ 経済原則にしたがうべき
  - ・ 巷取り後の光回線は本システムの  
「既投資分」とする



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

---

#### d. メタル回線インフラとPSTNサービスの 取扱い (2/2)

- PSTNユニバーサルサービス制度は維持
- IP電話による代替を認める



H. Oniki

### IV.J.3. 機能統合事業者(NTT、KDDI等) について

---

#### e. NGNとの関係

- NGNの大部分はASPあるいは中継業務に属する、自由営業
- アクセス部分のINF要因は本システムに服する
  - IPv6下の「ISP接続問題」はASP分野のオープン公正競争の問題



H. Oniki

## IV. BB-I早期建設のための方策(提案) (2/2)

---

F. BBアプリケーション事業者の機能(ASP)

G. BB—I供給事業者の機能(INF)

H. BBプラットフォーム(PLF)の機能(長期)

I. 期待される結果

J. 細部の問題(BB—I供給を除く)に関する補足

K. BB—I供給と入札に関する詳細



H. Oniki

### IV.K.1. ASP、PLFによる新規BB需要の充足過程

---

#### a. BBユーザ

- 加入を決定
- BBSP業務(=ISPのBB業務)をおこなうASPを選び加入申込



H. Oniki

## IV.K.1. ASP、PLFによる新規BB需要の 充足過程

---

### b. BB—I既設の場合

- ASPがPLFに利用申込
- BB—I使用、ASPサービス供給の  
開始(終)



H. Oniki

## IV.K.1. ASP、PLFによる新規BB需要の 充足過程

---

### c. BB—I未設の場合

- ASPがPLFにBB—I新設を申込
- PLF、INFによるBB—I建設・供給を待つ
- 建設後にASPサービス供給を開始(終)



H. Oniki

## IV.K.1. ASP、PLFによる新規BB需要の充足過程

---

### d. BBユーザの脱退(移転時を含む)

- ユーザ・ASP間： 契約による
- PLF・ASP間： PLFの定める約款による
- PLF・INF間： PLFがBB—Iサービス購入  
を保証(→IV.G.2)



H. Oniki

## IV.K.2. BB—I供給入札の概要

---

### a. 参加者： 制限なし

### b. 対象： 特定地区におけるBB—Iの供給 期間(たとえば20年)中のBB—I サービス義務

### c. 対価： サービス期間中の年払い



H. Oniki

### IV.K.3. 入札実施細目

---

a. 対象地区： 細分する

(たとえばFPごと)



H. Oniki

### IV.K.3. 入札実施細目

---

b. 頻度： 細分する

(たとえば地区世帯数の加入需要

増加1～2%ごと)

- PLFによる需要予測実施

- 若干の先行建設



H. Oniki

### IV.K.3. 入札実施細目

---

#### c. 対象回線数:

- 落札数上限を規定(BB需要に対応)
- INFによる個別入札数は(上限内で)任意
  - 複数INFによる落札数の分割を認める



H. Oniki

### IV.K.3. 入札実施細目

---

#### d. 方法:

- 多数回同次(リバース)オークション
  - 十分な調整の機会を与える



H. Oniki

### IV.K.3. 入札実施細目

#### e. BB—I投資におけるSPI／SPOの取扱い

- INFによるSPI／SPOの設置は落札したBB—I供給を満たすかぎりで自由
- 先行設置分は後の入札を有利化



H. Oniki

### IV.K.3. 入札実施細目

#### f. 独占地区：別途規制上限価格を適用



H. Oniki

## IV.K.4. BB—I入札の進行

- 各FPにつき「ダッシュボード」を設けて公表



H. Oniki

**図表IV.K.1 PLFによるBBアクセス設備入札状況  
表示ダッシュボード(例)<sup>1)</sup>**

1	FP 番号 <sup>2)</sup>		年	月	日	時	分	現在
2	所在地							
3	加入者世帯 <sup>3)</sup>	総数		加入				
		建設済世帯数		加入 ( % )				
4	新規加入申込・ 未建設数 <sup>4)</sup>	ASP 事業者名		PLF 直接	A	B	.....	合計
		1	年 月～ 年 月					
		2	年 月～ 年 月					
		3	年 月～ 年 月					
5	入札計画 <sup>5)</sup>	入札開始日時		年	月	日	時	分
		建設予定数		加入				
		最高単価		円／加入				
		入札終了日時		年	月	日	時	分
6	入札状況 <sup>6)</sup>	INF 事業者名		X	Y	Z	.....	
		応札数 (加入)						
		入札単価						
		合計金額						

H. Oniki

## 図表IV.K.1 PLFによるBBアクセス設備入札状況 表示ダッシュボード(例) 注一覧

213

- 1) 本図表は、BB—I供給のための競争入札内容をPLFがダッシュボード形式で公開する場合の例示。
- 2) 全国の各FP(き線点)に付する番号。BB—I供給入札はFPごとに実施する。したがって本ダッシュボードもFPごとに作成する。
- 3) 当該FPがサービスする世帯総数とそのうちBB—I建設済の世帯数。
- 4) 当該FP内でBB—Iの新規加入申込・未建設数を期間(たとえば3ヶ月)ごとに示す。この申込期間ごとにまとめて入札を実施する。
- 5) 現在進行中の入札計画を示す。
- 6) 現在進行中の入札内容を応札INFごとに示す。複数の入札が進行中の場合は、それぞれの入札ごとに項目5, 6が(複数)表示される。

H. Oniki

214

## IV.K.5. BB—I建設用スペース供給に関する 規制(1/3)——システム発足時の準備

### a. BB—I建設用設備・スペース(ダクト、管路、 電柱など)に関する情報提供

#### (1) スペース情報

- ・各地域FPごと
- ・使用可能スペース(現在余剰分)
- ・使用可能見込スペース(メタル置換予定分)



H. Oniki

## IV.K.5. BB—I建設用スペース供給に関する規制(1/3)——システム発足時の準備

---

### a. BB—I建設用設備・スペース(ダクト、管路、電柱など)に関する情報提供

#### (2) 会計情報

- 各設備・スペースについて
- 建設原価、償却分、残価

過去記録等すべて



H. Oniki

## IV.K.5. BB—I建設用スペース供給に関する規制(1/3)——システム発足時の準備

---

### b. 情報提供方式

#### (1) 対象

- PLFの担当専門職に対して
- 設備・スペースに関する全データベースに関する完全アクセス権(readのみ)
- セキュリティ上の配慮を前提



H. Oniki

## IV.K.5. BB—I建設用スペース供給に関する規制(1/3)——システム発足時の準備

---

### b. 情報提供方式

#### (2) 程度

- ・保有主体(主にNTT)担当職員と同等のread権限



H. Oniki

## IV.K.5. BB—I建設用スペース供給に関する規制(1/3)——システム発足時の準備

---

### c. 建設・スペース供給単価の設定・公表

- ・PLFにより実施
- ・地域ごと(NTTアクセス局単位)の平均費用を使用
- ・一定期間ごとに再計算・修正



H. Oniki

## IV.K.6. BB—I建設用スペース供給に関する規制(2/3)——入札実施時

---

### a. 上下統合事業者がINFとして応札する場合

- 落札時に使用予定の自社既設スペースの詳細情報の公表義務を課す
  - PLF専門職が確認



H. Oniki

## IV.K.6. BB—I建設用スペース供給に関する規制(2/3)——入札実施時

---

### b. 応札INF一般について

- 自社による新設、他社既設分(公開)を使用の場合
- 情報公開は不需要



H. Oniki

## IV.K.7. BB—I建設用スペース供給に関する規制(3/3)——その他

---

### a. 有効規制のための担保

- 上下統合事業者(主にNTT)が上記公平競争環境の実現に非協力の場合
  - BB—I用設備・スペース保有分を公社として分離・独立させることを法律に明記
  - 発動の有無は第三者機関を設置して判定



H. Oniki

## IV.K.7. BB—I建設用スペース供給に関する規制(3/3)——その他

---

### b. 本規制の「根拠」

- (1) NTT(公社時代を含む)による加入者からの「設置負担金」收受 (1/2)
  - 負担金による建設分について減価償却引当を実施
    - 料金の一部として加入者から徴収



H. Oniki

## IV.K.7. BB—I建設用スペース供給に関する規制(3/3)——その他

---

### b. 本規制の「根拠」

- (1) NTT(公社時代を含む)による加入者からの「設置負担金」收受 (2/2)
- ・「加入者負担金」として公社B/Sの資本項目に記載



H. Oniki

## IV.K.7. BB—I建設用スペース供給に関する規制(3/3)——その他

---

### b. 本規制の「根拠」

- (2) NTT民営化時 (1/2)
- ・設置負担金部分を「資本準備金」に改称  
→ 実質上株式会社の留保利益に取り込んだ  
→ 実質的に加入者の所有であるべき資産をNTTの資産として表示



H. Oniki

## IV.K.7. BB—I建設用スペース供給に関する規制(3/3)——その他

---

### b. 本規制の「根拠」

#### (2) NTT民営化時 (2/2)

本処置を正当化する法律は存在せず  
民営化時の政府「裁量」により実施された



H. Oniki

## IV.K.7. BB—I建設用スペース供給に関する規制(3/3)——その他

---

### b. 本規制の「根拠」

#### (3) 金額

- 4～5兆円程度

(=7万円×6,000万加入、1997年)



H. Oniki

---

固定系ブロードバンドアクセス網(光の道)の早期建設方策

## V. BB需要(ブロードバンド・サービス 需要)拡大の必要と可能性



H. Oniki

## V. BB需要(ブロードバンド・サービス 需要) 拡大の必要と可能性

---

- A. 既存サービスの拡大方策
- B. 新規サービスの可能性  
——双向向ビデオ通信
- C. IIIVAC用プロトコル(システムとその実現  
のためのソフトウェア)(素案－未完)



H. Oniki

## V.A.1. アプリケーション分野の不合理規制の廃止

---

- 現存事業者保護をやめる
  - 日本経済停滞の一因
  - 各分野につき年次計画を作成し  
段階的に廃止

例： 薬品ネット販売の制限、遠隔診療・投薬の禁止



H. Oniki

## V.A.2. 新規BBアプリケーションの必要

---

### a. 従来型アプリケーション

#### (1) Web, Web2.0型

- DSL帯域でおおむね実現できる
- BB帯域を必要としない



H. Oniki

## V.A.2. 新規BBアプリケーションの必要

---

### a. 従来型アプリケーション

#### (2) 一方向BB型

- 映像ストリーム(テレビ他)
- 地上波・ケーブル配信に対抗できない  
(費用面から)



H. Oniki

## V.A.2. 新規BBアプリケーションの必要

---

### a. 従来型アプリケーション

#### (3) 双方向サービス型

- 教育、医療、公共サービス等
- BB帯域利用が有用だが利用時間・  
回数が少ない



H. Oniki

## V.A.2. 新規BBアプリケーションの必要

---

### b. 新規BBアプリケーションの条件

- BB帯域を必要とする
- 全加入者が平均して1日に少なくとも  
数十分程度は利用する



H. Oniki

## V.A.2. 新規BBアプリケーションの必要

---

### b. 新規BBアプリケーションの条件

#### (1) 地上テレビの「有線化」

(Negroponte thesis) (1/2)

- 現地上テレビチャンネルをBB回線上で  
(ケーブル型波長多重)配信
- テレビ跡地電波を移動通信用に使用



H. Oniki

## V.A.2. 新規BBアプリケーションの必要

---

### b. 新規BBアプリケーションの条件

#### (1) 地上テレビの「有線化」

(Negroponte thesis) (2/2)

- BB回線価格と電波利用料の価格差  
により放送有線化の誘因を作る
- 政治的決定が必要



H. Oniki

## V.A.2. 新規BBアプリケーションの必要

---

### b. 新規BBアプリケーションの条件

#### (2) 「ビデオ電話」サービス

- 音声電話を使うのと同じ程度に  
ビデオ電話を使う

→ 双方向インテリジェントビデオ通信  
(→V.B)



H. Oniki

## V. BB需要(ブロードバンド・サービス需要) 拡大の必要と可能性

---

- A. 既存サービスの拡大方策
- B. 新規サービスの可能性  
——双向ビデオ通信
- C. IIIVAC用プロトコル(システムとその実現  
のためのソフトウェア)(素案－未完)



H. Oniki

### V.B.1. 概要

---

#### a. 提案

- 双方向インテリジェントビデオ通信
- IIIVAC(I<sup>2</sup>vac) : Interactive and Intelligent Video-Audio Communication



H. Oniki

## V.B.1. 概要

---

### b. 特色 (1/3)

- 映像・音声・データを使用
- 双方向通信



H. Oniki

## V.B.1. 概要

---

### b. 特色 (2/3)

- インテリジェント通信
  - 受発信モードの設定・制御
  - 交信相手の選択・申込・招待・参加
  - 発信情報の範囲・属性を制御
- 便利性とプライバシー・セキュリティの両立



H. Oniki

## V.B.1. 概要

---

### b. 特色 (3/3)

- 「組織的な交信プロトコル」が必要
  - 機械のためのプロトコルでなく、人間のためのプロトコル
  - 標準化の対象



H. Oniki

## V.B.2. 必要性・効果

---

### a. 需要 (1/2)

- 大きな潜在需要
- 遠距離(とくに海外)の場合に有効



H. Oniki

## V.B.2. 必要性・効果

---

### a. 需要 (2/2)

- 直接面談・会合を  
「必要かつ十分な程度に」代替
- 「全人的交信(直接会合時の)」を代替
- 「交信情報に制限を加えた交信」を実現



H. Oniki

## V.B.2. 必要性・効果

---

### b. 効果

- 生活： 家族・友人・コミュニティ(広義)の  
つながりを援助
- 仕事： 組織・チームにおける生産性の  
大幅向上



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### a. テレビ電話

- AT&T、NTTの試み
  - ・「音声電話サービスの単純な延長」として提供された
  - ・送受信プロトコルが欠如
  - ・送受信情報の制御が不可能



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### b. マイナス評価と失敗 (1/3)

「家の中が丸見えになる」

「他人にプライバシーを侵される」

「顔が大写しになるのは恥ずかしい」

「他人に不意に訪問されるのに近い状況に置かれる」



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### b. マイナス評価と失敗 (2/3)

「面談を強制される感じがする」

「未知の他人から不意にテレビ電話がかってくるのは困る」

—— 送りたくない情報まで送られてしまう

—— 他者との交信が自分の自由にならない



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### b. マイナス評価と失敗 (3/3)

テレビ電話はほとんど普及せず



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### c. 分析 (1/2)

#### (1) 直接面談・会合におけるコミュニケーション

- 複数・微妙な要因を持つ
- 情報内容の交換だけではない
- 背景事情、利害関係、感情要因など多様



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### c. 分析 (2/2)

#### (1) 直接面談・会合におけるコミュニケーション

- 実質的に面談・会合の条件が存在する
  - ・「非定型プロトコル」
- 日常生活・仕事中のコミュニケーションではこれを直感的・即時的に処理



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### c. 分析

#### (2) 音声情報と視覚情報の補完関係

- 音声： 主に抽象的な情報内容を表現
- 視覚： 音声情報を多元的に補完・拡大する



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

---

### c. 分析

#### (3) 音声電話普及の理由 (1/2)

- 上記要因の中で音声のみを取り出すコミュニケーション手段
- 生活・仕事の必要(の一部)によく合致した



H. Oniki

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

### c. 分析

#### (3) 音声電話普及の理由 (2/2)

- 音声情報は面談・会合における  
情報内容のうちの最重要部分
- 即時遠隔通信が可能 (→固定電話)
- 移動通信・パーソナル通信が可能



H. Oniki

(→携帯電話)

## V.B.3. 過去における「テレビ電話」失敗の分析

### c. 分析

#### (4) 電話機能の代替

- メールによる部分代替
- 他者の時間・プライバシーを尊重
- 文字による情報伝達が音声伝達より  
便利なケースも多い
- 録音(留守録)機能の利用は限定的



H. Oniki

## V.B.4. 利用者から見たテレビ(ビデオ)電話 普及の要件

---

### a. 通信相手選択に関する自由

- 相手との通信を強制されない
- 必要な通信は容易に実現
  - ただし相手の自由は尊重



H. Oniki

## V.B.4. 利用者から見たテレビ(ビデオ)電話 普及の要件

---

### b. 通信方式・モード選択に関する自由 (1/2)

- 発信内容を事前にあるいは通信時に  
コントロールできる

例： 音声のみ、静止画像のみ、  
データ(文字他)のみ、背景のみ  
上記の組み合わせ

フル画像・音声(直接対面型)



H. Oniki

## V.B.4. 利用者から見たテレビ(ビデオ)電話 普及の要件

---

### b. 通信方式・モード選択に関する自由 (2/2)

- 自身の選択する方式・モードを  
容易に実現できる
- 相手の選択は尊重
- 双方による選択内容の調整機能が必要



H. Oniki

## V.B.4. 利用者から見たテレビ(ビデオ)電話 普及の要件

---

### c. 通信費用負担方法選択に関する自由

- 相手との合意の上で負担
- 発信者負担
- 着信者負担
- 両者の折半
- 多者通信、会合参加時の負担法



H. Oniki

## V.B.4. 利用者から見たテレビ(ビデオ)電話 普及の要件

---

d. 「選択の自由」を実現する

ハード・ソフトが必要



H. Oniki

## V.B.5. ハードウェアの準備

---

IIVAC用STB(セットトップボックス) (1/3)

- BB端末として機能
    - マイク・スピーカー(端子)付
    - カメラ・モニター(端子)付
    - リモコン、キーボード、マウス等
- 制御用機器



H. Oniki

## V.B.5. ハードウェアの準備

---

### IIVAC用STB(セットトップボックス) (2/3)

- 他機器との兼用・一体化
  - ケーブル用STB
  - コンピュータ
  - テレビ受信機、録画機



H. Oniki

## V.B.5. ハードウェアの準備

---

### IIVAC用STB(セットトップボックス) (3/3)

- 通信時の即時制御の可能性
    - 面談・会合時の行動に近い結果を実現
- 行動心理学的アプローチが必要

例：相手の話中に表情を示す／隠す



H. Oniki

## V. BB需要(ブロードバンド・サービス需要) 拡大の必要と可能性

---

- A. 既存サービスの拡大方策
- B. 新規サービスの可能性  
——双方向ビデオ通信
- C. IIIVAC用プロトコル(システムとその実現  
のためのソフトウェア)(素案－未完)



H. Oniki

### V.C.1. 利用者とID

---

- 個人単位
- 携帯電話用ID(番号)を活用



H. Oniki

## V.C.2. 交信用プロトコル ——特定個人・グループ間

---

### a. 受信モード——相手(グループ)ごと (1/2)

- 無制限受信

例：家族内通信

- オンライン申込後即時交信



H. Oniki

## V.C.2. 交信用プロトコル ——特定個人・グループ間

---

### a. 受信モード——相手(グループ)ごと (2/2)

- 申込後条件設定して交信
- 待受型(相手の申込を)

例：特定条件(商品購入時)につき  
オファーを待受



H. Oniki

## V.C.2. 交信用プロトコル ——特定個人・グループ間

---

### b. 発信可能性

- ・ 交信申込用フォーム



H. Oniki

## V.C.2. 交信用プロトコル ——特定個人・グループ間

---

### c. 交信条件

- ・ 交信日時、継続時間
- ・ 費用負担
- ・ データ(文書他)交換・共同作業等の可能性



H. Oniki

## V.C.3. 交信用プロトコル ——会合等への不特定多数参加

### a. 交信参加モード

- 視聴のみ
- 制限付双方向通信



H. Oniki

## V.C.3. 交信用プロトコル ——会合等への不特定多数参加

### b. 交信条件

- 費用負担
- データ提供・利用の可能性



H. Oniki

## V.C.4. プラットフォームの必要

- BBサービスとして普及するための条件
- 複数ASPによる提供の場合、互換性確保義務を付ける
- 海外との連携が必要



H. Oniki

【未完】



H. Oniki

---

## 固定系ブローバンドアクセス網(光の道)の早期建設方策 VI. 参照資料



H. Oniki

---

## V. 参照資料 (1/2)

- 鬼木甫[1996]、『情報ハイウェイ建設のエコノミクス』、日本評論社、1996年2月。  
 <<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/199602b.html>>。
- ——[2005]、「『通信インフラ』供給における独占と公平・公正競争」、『大阪学院大学経済論集』19巻1号、2005年6月、pp.1-42。  
 <<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/200506b.html>>。
- ——[2003]、「『NTT設置負担金』の廃止について」、『大阪学院大学経済論集』20巻1号、pp.47-77。<<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/200411.html>>。
- 総務省[2007]、「『公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン』の改正について」、2007年4月2日。  
 <[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2007/070402\\_8.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070402_8.html)>。
- ——[2009]、「『新競争促進プログラム2010』の再改定及び『新競争促進 プログラム2010に関するプログレスレポート(第2次)』の公表」、2009年6月26日。  
 <[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02kiban02\\_000014.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_000014.html)>。

H. Oniki

## V. 参照資料 (2/2)

- 総務省[2010]、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「政策プラットフォーム」、「『光の道』構想に関する基本方針」、2010年12月14日。  
<[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban02\\_01000010.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000010.html)>。
- 野村総合研究所[2010]、『ブロードバンド回線は5年後には世帯普及率約7割へ～2015年までのIT主要市場の規模とトレンドを展望(1)～』、2010年12月17日。  
<[www.nri.co.jp/news/2010/101217.html](http://www.nri.co.jp/news/2010/101217.html)>。
- Oniki, H.[2010a]“Regulatory Framework for Broadband Investment and Competition” (Comment), presented at the 18th Biennial Conference of the International Telecommunications Society (ITS), Tokyo, June 27-30, 2010.  
<<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/eng/publication/201006b.html>>
- ---[2010b]“Toward Designing Economic Mechanism for Spectrum Reallocation --- A System with Compulsory Revelation of Supply Prices” (Outline), presented at the 18th Biennial Conference of the International Telecommunications Society (ITS), Tokyo, June 27- 30, 2010.  
<<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/eng/publication/201006a.html>>

H. Oniki